

非常事態

死亡事故多発

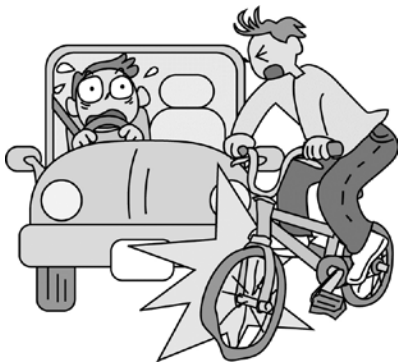
特別対策実施中

松伏町内における本年の交通事故死者数が6月1日で2人となり、過去3年間の同時期と比較して大幅に増加したため、松伏町は6月24日(月)に埼玉県知事より「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。

これを受け、町では、町長を本部長とする松伏町交通事故防止対策本部を設置し、松伏町・埼玉県・埼玉県警察本部など各関係機関と協力を図って、交通事故防止のため、高齢者に対する交通安全教育や交差点における立哨活動などの緊急対策を集中的に実施します。

【指定期間】

6月24日(月)から9月23日(月)までの
3か月間



■自転車ものれば車のなかまいり

自転車は車両です。自転車安全利用五則をしっかり守りましょう。

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルール(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間ライト点灯、交差点の一時停止・安全確認、傘差し、イヤホン、携帯電話の使用禁止)を守る
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

■高齢歩行者の事故多発

高齢者の交通事故の特徴は「自宅の近く」、「無理な横断」、「夜間」がキーワードです。

- ① 近所こそ要注意…慣れた道だからこそ油断せず、左右の安全確認をしましょう。
- ② 無理な横断は危険…少し遠回りでも、横断歩道を渡りましょう。また、斜め横断は止めましょう。
- ③ 夜間は危険…夜間の外出は、明るい服装とライトや反射材で交通事故防止を図りましょう。

■夏の交通事故防止運動を実施します

運動期間

7月15日(月)から24日(水)までの10日間

期間中の目標

期間中は特に、「自転車の安全利用の推進」を掲げ、街頭活動等を行います。

まちづくり整備課のお知らせ

道路の不法占用はやめましょう

道路は皆さんの財産ですので、人も車も安全に通行できることが大切です。

不法占用物件が設置されることにより、道路の幅が狭くなり交通に支障を及ぼす原因となります。

道路から駐車場乗り入れブロックを設置する場合は、道路管理者(国、県、市町村等)の許可を受ける必要があります。

道路上に不法占用物件が設置されている場合は、通行の妨げとなりますので、すみやかに道路敷地から撤去してください。ご協力お願いします。

